

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——	
○亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課)	2

—— 告 示 ——	
○路上喫煙禁止区域の指定 (健康増進課)	4
○公示送達 (税務課)	5
○公示送達 (税務課)	5
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	7
○公示送達 (保険医療課)	8
○亀岡市未熟児養育医療給付要綱の一部改正 (子育て支援課)	8
○公示送達 (税務課)	10
○公示送達 (税務課)	10
○物品売払代金の徴収事務の委託 (文化・スポーツ課)	10
○公示送達 (税務課)	11
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	11

—— 公 告 ——	
○区域指定案の縦覧 (都市計画課)	12
○一般競争入札の執行 (財産管理課)	14
○公募型プロポーザルによる事業者選定 実施公告 (文化・スポーツ課)	17
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	21
○事業計画変更の認可 (都市計画課)	22

○施行地区及び設置の概要を表示する図 書の縦覧 (都市計画課)	22
------------------------------------	----

—— 任免及び辞令 ——

農業委員会欄

—— 告 示 ——

○別段の面積 (下限面積)	23
---------------	----

—— 公 告 ——

○令和2年1月定例総会の開催	24
○令和2年2月定例総会の開催	24

上下水道部欄

—— 告 示 ——

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の 告示	25
--------------------------	----

告示

亀岡市告示第1号

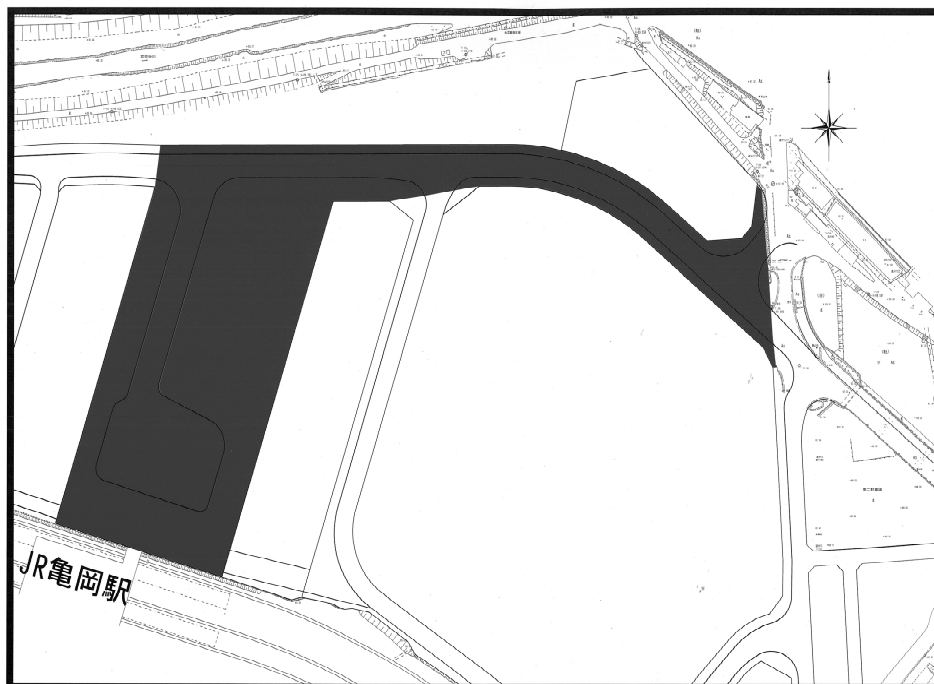
亀岡市路上喫煙の規制に関する条例（平成30年亀岡市条例第34号）第5条第1項に基づき路上喫煙禁止区域に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路上喫煙禁止区域の名称
JR亀岡駅北周辺区域
- 2 路上喫煙禁止区域の場所
別紙のとおり
- 3 実施期日
令和2年1月6日

路上喫煙禁止区域



「揭示済」

亀岡市告示第2号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年1月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和元年度市民税・府民税税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名及び名称
1	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
2	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略

3	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
4	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
5	督促状 令和元年度 軽自動車税 全期	省略	省略
6	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第2期	省略	省略
7	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第3期	省略	省略
8	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
9	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
10	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
11	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
12	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
13	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
14	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
15	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
16	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略
17	督促状 令和元年度 固定資産税・都市計画税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和2年1月10日（金）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 8台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間 月曜日～土曜日

午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第5号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成31年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

亀岡市未熟児養育医療給付要綱（平成25年亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

C1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税世帯
D1	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯	所得税の年額15,000円以下
D2		15,001円以上40,000円以下
D3		40,001円以上70,000円以下
D4		70,001円以上183,000円以下
D5		183,001円以上403,000円以下
D6		403,001円以上703,000円以下
D7		703,001円以上1,078,000円以下
D8		1,078,001円以上1,632,000円以下
D9		1,632,001円以上2,303,000円以下
D10		2,303,001円以上3,117,000円以下
D11		3,117,001円以上4,173,000円以下
D12		4,173,001円以上5,334,000円以下
D13		5,334,001円以上6,674,000円以下
D14		6,674,001円以上

」

を

「

C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	
D1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下
D2		15,001円以上21,000円以下
D3		21,001円以上51,000円以下
D4		51,001円以上87,000円以下
D5		87,001円以上171,300円以下
D6		171,301円以上252,100円以下
D7		252,101円以上342,100円以下
D8		342,101円以上450,100円以下
D9		450,101円以上579,000円以下
D10		579,001円以上700,900円以下
D11		700,901円以上849,000円以下
D12		849,001円以上1,041,000円以下
D13		1,041,001円以上1,222,500円以下
D14		1,222,501円以上1,423,500円以下
D15		1,423,501円以上

」

に改め、同表備考第1項第1号中「全ての者の税額の合算額に基づいて」を「全てについて、その市町村民税の課税の有無等により」に改め、同項第2号ウなお書を削り、同号エを削り、同号オ中「D14」を「D15」に改め、同号オを同号エとし、同号カを同号オとし、同表備考第2項第2号中「D14」を「D15」に改め、同項第4号中「前年分の所得税の課税状況が判明しない場合の取扱いについては、前々年分の所得税によるところとし、」を削り、同項第5号中「所得税又は」を削り、同項第7号中「地方税法第313条第1項に規定する所得」を「地方税法第292条第1項に規定する所得金額」に改め、「1(2)ウにおける所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、1(2)エにおける所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、ア又はウに該当する場合にあっては27万円を、イに該当する場合にあっては、35万円を控除するもの」を削り、同号ア中「控除対象」を「同一生計」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和元年度（平成31年度）
軽自動車税 全期
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和元年度（平成31年度）
固定資産税・都市計画税 第4期
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託先
名称 株式会社グロウティ
所在地 亀岡市余部町谷川尻10番地
- 2 委託した物品売払代金
委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金
「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 委託期間

令和2年1月22日から

令和2年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第10号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年1月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和元年度（平成31年度）

市府民税（普通徴収） 第4期

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第11号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和2年1月31日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0506-72011

1 当該者生年月日

平成12年8月8日

2 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

令和元年12月23日

4 無効になる日

令和2年1月31日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第1号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく区域指定を行うため案を作成したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、区域指定案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定しようとする区域の名称（土地の区域）
千歳地区（亀岡市千歳町 地内）
- 2 予定建築物等の用途
〔開発行為〕
 - (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、

飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

〔建築行為〕

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷

<p>地面積が150平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあっては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(4) (3)に掲げるもののほか第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>(5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店、その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>(6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</p> <p>ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原</p>	<p>動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの</p> <p>(9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの</p> <p>(10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。)</p> <p>3 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間 令和2年1月10日から 令和2年1月24日まで</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

亀岡市公告第2号

亀岡市インターネット公有財産売却に係る一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する物件

次の表に掲げるもの。物件の現状等については、ヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の公有財産売却物件一覧のとおり。

《売却システムアドレス http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_kyo_kameoka.city》

区分番号	物件名	予定価格	入札保証金	下見（現地確認会） 会場及び引渡場所
R1001	トレーニングマシン （HUR社製チェストプレス ほか／7点セット）	5,000円	500円	ガレリアかめおか エイジレスセンター内 あんしん長寿センター
R1002	トレーニングマシン （キャットアイ社製エルゴ サイザー／型番EC-1600）	1,000円	100円	ガレリアかめおか エイジレスセンター内 あんしん長寿センター
R1003	トレーニングマシン （キャットアイ社製エルゴ サイザー（コードレス）／ 型番EC-F400）	1,000円	100円	ガレリアかめおか エイジレスセンター内 あんしん長寿センター
R1004	トレーニングマシン （Senoh社製リハトレッド S）	1,000円	100円	ガレリアかめおか エイジレスセンター内 あんしん長寿センター
R1005	ホンダACTYバン （2001年式4WDホワイト／ 走行距離8.4万km）	10,000円	1,000円	亀岡市役所

2 入札の参加条件

日本国内に居住している個人又は法人で、以下のいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 亀岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又はこれらの者の依頼を受けて入札参加する者

- (6) 亀岡市税を滞納している者
- (7) 年齢が20歳未満の者
- (8) 日本語を完全に理解できない者
- (9) 亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び Yahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、令和2年1月15日（水）午後1時から令和2年2月4日（火）午後2時までに、売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行い、クレジットカードにより亀岡市が定めた入札保証金を納付すること。

亀岡市において参加申込みの審査を行った上で本申込みが完了したものとする。ただし、申請に不備があった場合は申込みを取り消す。

なお、代理人による手続きをする場合は、次の書類を令和2年2月3日（月）必着で提出すること。

- ・本人からの委任状（亀岡市ホームページからダウンロードした様式を使用すること。）
- ・委任者及び受任者双方の本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、パスポートの写し等（法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】等））

4 入札物件の下見（現地確認会）

入札物件の下見（現地確認会）を実施する。参加を希望する場合は開催日前日の正午までに下記連絡先に電話にて予約すること。

なお、下見（現地確認会）で入札物件を確認しなくても入札に参加できるが、入札物件に関する全ての事項を確認・了承したものとみなす。

【区分番号R1001からR1004の各トレーニングマシン】

日時：令和2年1月30日（木）午前10時から午後4時まで

場所：ガレリアかめおかエイジレスセンター内あんしん長寿センター

連絡先：亀岡市役所 健康福祉部高齢福祉課認知症支援係（0771-25-5117）

【区分番号R1005の自動車】

日時：令和2年1月24日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

場所：亀岡市役所

連絡先：亀岡市役所 会計管理室財産管理課（0771-25-5160）

5 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

令和2年2月19日（水）午後1時から
令和2年2月26日（水）午後1時まで

(2) 入札の方法

売却システム上で入札価格を登録する。
一度行った入札は取消しや変更はできない。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、亀岡市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 落札者の入札保証金は、契約締結をもって契約保証金に全額充当する。

(3) 落札者以外の者の入札保証金は、入札期間終了後に全額返金する。

(4) 入札保証金には利息を付さない。

(5) 落札者は、契約締結期限までに契約を締結しないときはその落札を無効とし、入札保証金は亀岡市に帰属する。

7 入札の無効

- (1) この公告に示した参加資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

8 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後に開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、自動抽選で落札者を決定する。落札者の決定に当たっては、落札者のYAHOO! JAPAN IDを落札者の氏名(名称)とみなす。
- (2) 落札者のYAHOO! JAPAN ID及び落札価格を売却システム上に公開する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は、令和2年3月6日(金)までに契約を締結しなければならない。ただし、自動車及び落札金額が10万円以上の物件については契約書を作成し、それ以外については落札決定をもって契約締結したものとみなす。

(2) 契約書作成の要否

【物件が自動車及び落札金額が10万円以上の場合】

契約の際には亀岡市より契約書(2部)等を送付するので、落札者は必要事項を記入・押印(実印)のうえ契約書(2部)に次の書類を添付し、契約の締結期限までに亀岡市へ直接持参又は郵送すること。

ア 個人で参加する場合

住所、氏名、生年月日が確認できる

書類(運転免許証、保険証、パスポートの写し等)1通及び印鑑登録証明書1通

イ 法人で参加する場合

登記事項証明書【現在事項全部証明書】1通及び印鑑証明書1通

ウ 代理人が参加する場合

委任者・代理人双方の印鑑(登録)証明書各1通

【上記以外の場合】

契約書は省略する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。なお、契約保証金には利息を付さない。

また、契約保証金は売払代金の一部として全額充当する。

(4) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた額とする。

(5) 売払代金の残額の納入

契約の相手方は、亀岡市から請求を受けた後、令和2年3月11日(水)午後5時までに亀岡市が納付を確認できるよう、売払代金の残額を一括で銀行振込により納付しなければならない。

なお、売払代金納付期限までに納付がない場合は、入札保証金を充当した契約保証金を没収し返還しない。

10 物品の引渡し

物品の引渡しは、売払代金の残額の納入後、亀岡市が指定する引渡場所にて公開したときの状態で引き渡すものとする。引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、亀岡市は一切の責任を負わない。

1 1 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する費用等は、落札者の負担とする。
- (3) 自動車は一時抹消登録となっているので、自走して搬送する場合は、仮ナンバーを取得すること。そのために必要となる登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の写しを亀岡市から送付する。
- (4) 落札者は、落札物件の移転前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1 2 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 亀岡市は、売払物件の瑕疵担保責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する問い合わせ先
 亀岡市役所 会計管理室財産管理課
 (0771-25-5160)

「揭示済」

亀岡市公告第3号

公募型プロポーザルによる事業者
 選定実施公告

令和2年度 東京2020オリンピック聖火リレー 亀岡市警備計画及び警備業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年1月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務番号
1オリ第1号
- (2) 業務名
東京2020オリンピック聖火リレー 亀岡市警備計画及び警備業務委託
- (3) 業務内容
亀岡市聖火リレー警備計画書の作成及び当日の警備業務
- (4) 業務場所
亀岡市役所～京都府立京都スタジアム間
- (5) 業務期間
契約締結から令和2年6月30日まで
- (6) 見積限度額
6,069,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 公募開始日から契約締結日までの間、国又は地方公共団体等の指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく

<p>破産手続開始の申立てをしていないこと。</p> <p>(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(6) 業務一括再委託しないこと。</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア プロポーザル参加申込書（様式1）</p> <p>イ 事業所概要（様式2）</p> <p>ウ 業務実績書（様式3）</p>	<p>※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。</p> <p>エ 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し</p> <p>※未登録の者については、次に掲げる書類を提出することで、これに代えることができる。</p> <p>(ア) 法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）</p> <p>(イ) 個人にあつては、住民票等住所がわかる身分証明書</p> <p>(ウ) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）</p> <p>(エ) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）</p> <p>(オ) 誓約書及び役員一覧表（市所定様式）</p> <p>(カ) 支店・営業所の場合、本社の委任状</p> <p>(2) 部数 各2部</p> <p>(3) 提出方法 直接持参又は郵便（書留郵便に限る。） ※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(4) 提出場所 亀岡市生涯学習部文化・スポーツ課</p> <p>(5) 提出期限 令和2年1月28日（火）から1月30日（木）午後5時まで（必着）</p> <p>4 質問の受付及び回答 本プロポーザルに関する質問の受付及び回</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

答は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和2年1月21日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式4）に記入の上、「11事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。電子メールの場合、タイトルを「東京2020聖火リレー プロポーザル質問書（会社名）」とすること。電子メール又はFAXを送信した後に、文化・スポーツ課まで受信確認の電話をすること。

(3) 回答日・回答方法

令和2年1月27日（月）までにFAXで回答し、回答内容は当プロポーザル参加者全員に周知する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み、企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

5 企画提案書の提出方法

「3 手続等」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

「6 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（書留に限る。）

(3) 提出先

「11 事務局」に記載のとおり

(4) 受付期間

令和2年2月10日（月）

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

(1) 内容

ア 提案書届出書（様式7）

イ 企画提案書表紙（様式8）

ウ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。）

エ 工程表（様式自由）

オ 参考見積書及び内訳書（様式自由。金額は税込とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。）

カ 予定担当者調書（様式5）

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 作成上の留意点

ア 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とする。

イ 文字を補完するための図、表、写真、イラスト及びイメージ図の使用は任意とする。

ウ 企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。

エ 企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。

(4) 用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折り込みでA4とすること。

(5) 言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

(6) 企画提案書表紙（様式8）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には、会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

(7) 企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は掲載しないこと。

7 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、公募型の場合は参加事業者が1者でも、審査を実施するものとする。

- (1) 日時
電子メールにて別途通知する。
- (2) 場所
亀岡市役所
- (3) 出席者
出席者は3名以内とする。
- (4) 所要時間
30分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分）
- (5) 内容
説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器
プロジェクター、スクリーン、パソコン等機材の使用について
・プロジェクター、スクリーンは本市で用意する。
・パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出すること。

8 結果通知等

- (1) 優先契約交渉事業者の決定
審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、理解・知

識の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

9 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。

なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「2 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前の本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成18年亀岡市条例第9号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

1 1 添付書類

- (1) 業務内容

ア 亀岡市警備計画書の作成及び警備業務
公募型プロポーザル実施要領

イ 亀岡市警備計画書の作成及び警備業務
仕様書

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 事業所概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

エ 質問書（様式4）

オ 予定担当者調書（様式5）

カ 辞退届（様式6）

キ 提案書提出届（様式7）

ク 企画提案書表紙（様式8）

1 2 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市生涯学習部文化・スポーツ課

TEL：0771-25-5055 FAX：0771-22-6372

電子メール：

sports-suisin@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年1月17日

亀岡市長 桂川孝裕

<p>1 縦覧期間 令和2年1月17日以後、常時備え置くこととする。</p> <p>2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市産業観光部農林振興課</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p> <hr/> <p>亀岡市公告第5号</p> <p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。</p> <p>令和2年1月20日</p> <p style="text-align: right;">亀岡市長 桂川孝裕</p> <p>1 組合の名称 亀岡市亀岡駅北土地区画整理組合</p> <p>2 事業施行期間 平成26年6月6日から令和4年3月31日まで</p> <p>3 施行地区の区域 亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部</p> <p>4 事務所の所在地 亀岡市余部町清水77番地1</p> <p>5 設立認可の年月日 平成26年6月6日</p> <p>6 変更認可の年月日 令和2年1月20日</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p>	<p>亀岡市公告第6号</p> <p>南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。</p> <p>令和2年1月20日</p> <p style="text-align: right;">亀岡市長 桂川孝裕</p> <p>1 事業の名称 南丹都市計画事業亀岡駅北土地区画整理事業</p> <p>2 施行地区の区域 亀岡市余部町清水、追分町下島、谷筋、一本木、中河原及び八ノ坪、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部</p> <p>3 縦覧に供する図書 施行地区及び設計の概要を表示する図書</p> <p>4 縦覧期間 土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで</p> <p>5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市まちづくり推進部都市整備課</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

任免及び辞令

大川由典
 亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
 任期は令和3年12月31日までとします
 令和2年1月1日

木戸庸介
 亀岡市行政改革推進委員の委嘱を解きます
 令和2年1月23日

(各 通) 八木正昭
 八木詔平
 八木承昭
 八木政彦

亀岡市川関財産区管理会委員に選任します
 令和2年1月26日

浅田信仁
 亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
 任期は令和2年5月14日までとします

野中篤
 亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます
 令和2年1月29日

農業委員会欄

告示

亀岡市農業委員会告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条
 第2項第5号の規定により別段の面積（下限面
 積）を次のとおり告示する。

令和2年1月14日

亀岡市農業委員会
 会長 酒井省五

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	東本梅町東大谷生子田16番1
30アール	1平方メートル区域を除く区域

附 則

令和元年亀岡市農業委員会告示第2号は、こ
 の告示の施行の日をもって廃止する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和2年1月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年1月7日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和2年1月10日（金）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について
 - ・第5号議案 令和2年2月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・第6号議案 令和2年1月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
 - ・第7号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第2号

令和2年2月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年1月31日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和2年2月5日（水）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 令和2年2月農用地利用集積計画（農地中間管理機構）

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和2年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和2年1月10日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
297	株式会社 季幸建設	代表取締役 西野 武刀	大阪府大阪市東淀川区豊里5-3-4-B

「揭示済」